

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例のあらまし

- 1 行政不服審査法の全部改正により、不服申立手続の審査請求への一元化並びに審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続の導入がなされたことなどを踏まえ、必要な事項を定めます。
 - ・ 審理員等が行う書面等の交付に係る手数料について規定します。
 - ・ 附属機関として、大阪広域水道企業団行政不服審査会を事件ごとに設置します。
 - ・ 行政不服審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を規定します。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。